

『ラテンアメリカ・カリブ研究所レポート』

「TPP 大筋合意の意義 — ラテンアメリカの観点から」(下)

桑山幹夫*¹

目次

- I. はじめに
- II. TPP 協定と市場アクセス—日本並びにラテンアメリカ 3カ国の視点を中心に
 - A. 工業品
 - B. 自動車・部品
 - C. 農林水産品
- III. TPP 協定の概要 — ラテンアメリカ 3カ国のその他の関心分野・条項
 - A. 繊維及び繊維製品
 - B. 原産地規則及び原産地手続き
 - C. サービス
 - D. 投資
 - E. 政府調達
 - F. 知的財産権
 - G. 衛生植物検疫 (SPS) 措置
 - H. 貿易の技術的障害 (TBT)
 - I. 労働
 - J. 環境
- IV. これから

10月5日に大筋合意された環太平洋経済連携協定(TPP)の内容の詳細が少しずつ明らかになってきた。『本稿(下)』では、入手可能な公式な情報をもとに、まず今回の合意が日本とラテンアメリカ TPP 参加国(チリ、メキシコ、ペルー)との通商関係に及ぼす影響について論考する。それを踏まえて、TPP 協定の合意内容とこれらラテンアメリカ 3カ国によるこれまでの WTO 枠組みの多角的協定や米国との自由貿易協定(FTA)の内容とを、開発途上国の関心が高い交渉分野で比較しながら、TPP 協定の「上乘せ分」(プラスアルファ)とは何かについて摸索する。

I. はじめに

国連の定義によれば、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に参加した 12カ国のうち、ブルネイ、チリ、メキシコ、マレーシア、ペルー、ベトナム 6カ国は開発途上国であり、これら諸国にとって TPP 協定は必ずしもプラスに働かないと危惧する見方が少なくない。ロウデン氏 (Rowden 2015) によると、TPP は開発途上国の開発プロセスを下記の要因によって阻害する。1) 発展段階が異なる途上国に対して、先進国と同等に厳格なルールを適用する、2) 高度な自由化で国内産業の保護に必要な貿易政策が放棄される、3) 政府調達の市場

¹ * /法政大学兼任講師・ラテンアメリカ協会常務理事。ラテンアメリカ・カリブ研究所上級アナリスト。本稿で示された見解は著者個人のものであり、必ずしもラテンアメリカ協会の見解を反映するものではない。

アクセスを海外の企業にも供与することで、国内企業を支援するための政府調達政策の採用を困難にする、4)「最恵国待遇」と「内国民待遇」を無差別に外国投資家に供与することで、外国人投資家が必要以上に保護される、5)投資家対国家の紛争解決(ISDS)手続きのメカニズムが含まれることで、国内裁判所の主権を損ない、国内で新たなルール・規制を策定することを脅かす、6)金融市場の開放で、途上国の金融危機への脆弱性が高まる、7)医薬品に関する知的財産権の行使がより厳格になるため、国民への公共厚生に大きな影響を与える、8)厳格な知的財産権の適用で、途上国が必要とする技術の移転とその習得が困難になる、そして9)競争政策の適用で、途上国で基幹産業を担う国有企業が解体されるか、もしくはその独占を失う。更に、これまで締結されてきた自由貿易協定(FTA)では、労働基準や環境問題に関する約束は奨励的勧告の性格を持っていたが、TPP 協定では紛争解決手続きの対象となることで、途上国の政策スペースが限定されると懸念する専門家もいる(Schott and Muir 2012; Elliott 2012)。

ロウデン氏が指摘する 9 項目は、アジア開発途上国を念頭におくものと考えられる。一方で、自由貿易主義に基づき、長期にわたって自由化を進めてきたチリ、メキシコ、ペルーにとって、これらの項目は必ずしも新しい懸念材料とは言えない。むしろこれらラテンアメリカ 3 カ国は、既存の二国間、多国間の自由貿易協定(FTA)の締結プロセスを通して、これらの利害関係に過去 15 年間対処してきたといえる。ただ、TPP 交渉でチリとペルーが特に重要視したのは上記項目 7)であり、TPP の大筋合意が最後まで危ぶまれたのは、まさしく両ラテンアメリカ国が医薬品の試験データに関する知的財産権において、米国の要求に譲らなかった背景がある。一方で、アジア太平洋諸国との通商関係を強化し、特にアジアとのサプライチェーンへの参入を期待するメキシコにとっては、TPP は絶好のチャンスといえる。

TPP 交渉に参加したチリ、メキシコ、ペルーは、米国と貿易協定(FTA)を締結している。米国が締結した FTA では、交渉対象テーマの領域のカバレッジにおいて、共通のパターンが検証される。オーストラリア、カナダ・メキシコ(NAFTA 協定)、チリ、中米・ドミニカ共和国(CAFTA/ DR 協定)、コロンビア、パナマ、ペルー、シンガポールとの FTA は、NAFTA を「鋳型」(テンプレート)とした協定である。TPP はのちに環境、労働などの新しい交渉分野を NAFTA に追加し、サービスでの越境貿易だけでなく、電子商取引、プロフェッショナルサービスも含む「NAFTA プラス」型と呼ぶことができる。TPP では、市場アクセスが細分化され、農業、繊維・アパレルが個別で交渉された。対韓国との FTA のように、国によっては、自動車、医薬品や医療機器の市場アクセス、競争政策と国営企業の関連項目も個別に交渉された。TPP の交渉分野は、規制総合性、交際競争力、中小企業育成のバリューチェーン参入などの「分野横断的事項」も対象としている(Fergusson et. al. 2013; 桑山 2014)。一言でいえば、TPP の「鋳型」は NAFTA であり、TPP はその鋳型に新しいテーマを加えることで「NAFTA プラス」型の FTA を狙う物である。

『本稿(上)』で指摘したように、TPP は新たなルールを設定する歴史的な合意であり、21 世紀に相応しい自由貿易協定(FTA)を目指す。その特徴の一つとして、物品の関税については、10~12 年程度の猶予期間が与えられるものの、全品目撤廃を目標とした自由化レベルが高い FTA を目指し、全ての分野で広範囲に関税・非関税障壁を撤廃することで、高度な市場アクセスの自由化を図ることが挙げられる。

しかし、TPP 諸国は既に二国間や多国間の FTA 網で結ばれており、TPP 域内での自由化はこれらの協定によって事実上(デファクト)進んできている。よって、今回の TPP の大筋合意においては、関税・非関税の市場アクセス分野で、既存の FTA と比較しての「プラスアルファ」の度合いとその内容が重要となってくる。関税の他に、サービス、投資、

政府調達、知的財産権、競争政策、紛争解決手続き、労働、環境等に関するルールにおいても、既存の FTA の内容と比較して改善されたのかどうかは鍵である。『本稿(下)』では、その「上乘せ分」(プラスアルファ)の内容について、交渉分野別に、ラテンアメリカの観点からより詳細に検討する。

II. TPP 協定と市場アクセス — 日本並びにラテンアメリカ 3カ国の視点を中心に

環太平洋経済連携協定(TPP)の大筋合意により、参加 12 カ国で締結されてきた二国間・多国間自由貿易協定(FTA)の下での自由化プロセスが更に深化されることになる。しかし、その自由化の内容とスピードは参加国によって異なることに注視したい。例えば、米国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、チリ、マレーシア、ブルネイでは、全品目の関税撤廃率(自由化率)が品目ベース及び貿易額ベースの両方で 100%に達する完全自由化を目指す(表一を参照)。同様に、カナダ及びペルーは品目ベースで 99%、メキシコは両ベースで 99%の関税撤廃を譲許する。よって、チリ、メキシコ、ペルーは TPP 協定において、両ベースでほぼ 100%の自由化率を譲許したが、それはこれまで締結してきた FTA を踏まえての自由化である。ただ、全ての品目が TPP 発効後即時に撤廃されるのではなく、より長い期間をかけて関税が撤廃される製品も多くある。

日本は輸入関税の 95%を期間内に撤廃することで合意し、過去結んだ経済連携協定(EPA)で最も高い自由化率となる。日本では農林水産品は、米、牛・豚肉などを除く品目において 51%で発効後即時に、最終的には 81%で関税が撤廃される。とはいえ、日本以外の 11カ国は上記のように品目数、貿易額にともに 99%から 100%で、日本は 12カ国で最も低い自由化率である。因みに、2005年に発効した日本・メキシコ EPA では 86.0%、日本・チリ EPA では 86.5%、そして日本・ペルーEPA では自由化率は 87.0%で、日本が TPP で合意したレベルを約 9%下回る。したがって、TPP 枠組みでは、日本はラテンアメリカ 3カ国に対しても 95%の自由化率が適用されることで、一般的にみて 9%の「上乘せ分」が今回の TPP で提示されたことになる。

表一 1 : TPP 交渉参加各国の全品目の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール
品目ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%
国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

出所:内閣官房 T P P 政府対策本部(2,015b)「TPPにおける関税交渉の結果」平成 27 年 1 10 月 20 日付。

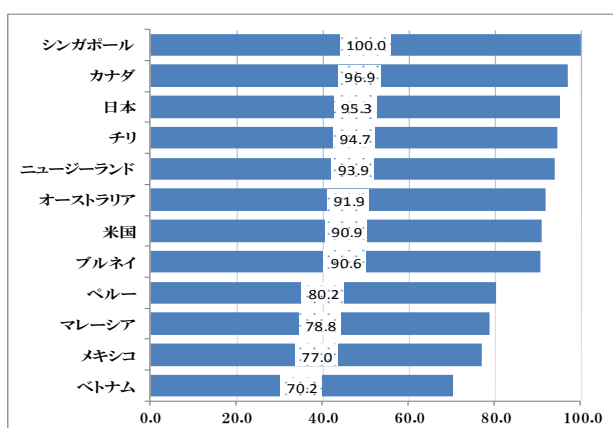
TPP 協定の貿易救済の章においては、輸入急増による国内産業への重大な損害を防止するため、一時的に緊急措置(経過的セーフガード措置)をとることができる旨を規定するほか、ダンピング防止措置及び相殺関税措置に関する規定を置いている。これらの措置は従来の自由貿易協定(FTA)にも含まれている条項である。

また、日本及び他の TPP 締約国の個別品目の関税の撤廃又は削減の方式、関税割当の詳細、個別品目のセーフガードの詳細等が付属書に規定されていることに注目したい。日本は、TPP 協定の効力発生から7年経過後に、相手国からの要請に基づき、自国の譲許表で規定される関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関連する原産品の取扱いに関して協議を行う旨を定める規定を、豪州、カナダ、チリ、ニュージーランド及び米国との間で相互に規定した(内閣官房 2015a)。メキシコ、ペルーとは同じような規定は設けていない模様だ。

A. 工業品

工業品に限って自由化率について日本を除く TPP 参加 11 カ国全体でみると、即時撤廃率は、品目数ベースで 86.9%、貿易額ベースで 76.6%となっている。最終的に関税が撤廃される率は、品目数ベースで 99.9%、貿易額ベースでみると 99.9%で、多くの工業品が関税撤廃の対象とはなるが、時間をかけて撤廃される品目が国によっては少なくないことが分かる(図一1)。チリは、即時撤廃率は高いが、ペルー及びメキシコでは、品目ベースでそれぞれ 80.2%、77.0%となっており、時間をかけての関税撤廃の対象となる品目が数多く存在する。

図一1：TPP 交渉参加国(12)の工業製品の即時撤廃率(品目数ベース)
(パーセント)



出所：経済産業省(2015a)「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)における工業製品関税(経済産業省関連分)に関する大筋合意結果」平成27年10月付。

日本では、工業品の大半で既に関税が撤廃されてはいるが、TPP 発効時に 95.3%の工業品の関税がなくなり、最終的にはすべての品目で関税が撤廃される。一方で、日本にとって輸出先となる TPP 参加国の工業品関税は 99.9%撤廃されることで、米国、カナダ、オーストラリアだけでなく、メキシコ、マレーシアやベトナムなどの開発途上国での事業拡大

が見込まれる。だが、全ての工業品が TPP 発効の時点で完全に撤廃されるのではない。

上記したように、工業品においては、チリの関税即時撤廃率は高いが、ペルー及びメキシコでは、その率が相対的に低く、時間をかけての関税撤廃の対象となる品目が数多く存在する。だが、日本がこれまで締結した経済連携協定(EPA)で合意された自由化率がそのまま維持されるのではなく、「上乘せ分」が存在する。例えば、ペルーの場合、医療用品の一部、電気カミソリなどにおいて 2012 年 3 月に発効した日本との EPA に含まれている関税撤廃のスケジュールが前倒され、当初の 9%のベースレートが即時撤廃されることになった。その反面、中には、冷凍冷蔵庫やインクのように、同 EPA で 2021 年 4 月に撤廃される関税が 11 年目の 2026 年以降まで延期される品目も含まれている（表—2）。

表—2：日本のペルーとの工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

化学			
品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
医療用品の一部	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
化粧品	6年目に撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
インク	11年目に撤廃	9%	2021年4月に撤廃
家電、産業用機械			
品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
電気カミソリ	即時撤廃	9%	2021年4月に撤廃
冷凍冷蔵庫	11年目に撤廃	9%	2021年4月に撤廃

出所：経済産業省(2015)「各国の工業製品関税（経済産業省関連分）に関する 大筋合意結果の概要」から引用。

B. 自動車・部品

日米間では、乗用車(現行税率 2.5%)は 15 年目から撤廃開始、20 年目で半減、22 年目に 0.5%まで削減、25 年で完全撤廃される。日米平行交渉の結果、自動車分野の非関税措置やセーフガード措置、紛争解決手続き等に関するルールを日米の譲渡表に付表して規定する。関税撤廃のメリットが大きいの自動車部品である。主要市場の米国で、全品目の 8 割超の関税が TPP 発効で即時撤廃される。自動車以外にも使われる部品も合わせると日本企業の米国への輸出は年 2 兆円の規模である(日本経済新聞 2015f)。米国で 2.5%の関税が撤廃されれば企業の負担は 500 億円ほど軽くなる。カナダも 6%の関税²を撤廃する。

日本の自動車メーカーはタイなど TPP 交渉に参加していない国にも広くサプライチェーンを広げているため、原産地規則の水準は低い方が望ましいとの立場をとっていた。どの程度の部品を TPP 域内で生産すれば関税撤廃の対象になるかを定める原産地規則を巡って日本とメキシコが対立した。日米は大筋合意以前の協議では、その水準を 4 割程度にすることで調整していたが、メキシコとカナダは、その水準を低くすれば人件費が安いアジアからの部品が北米市場へ流出すると懸念し、米自由貿易協定(NAFTA)と同じレベルの 6 割

² 自動車(現行関税率 6.1%)は 5 年目撤廃を実現する。これはカナダ-EU 間の FTA を上回る水準である。自動車部品(現行関税率は主に 6%)は日本からの輸出の 9 割弱が即時撤廃される。自動車分野の非関税措置やセーフガード措置、紛争解決手続き等に関するルールを日加の譲渡表に付表して規定する。

強を要求していた(日本経済新聞 2015f)。自動車の原産地規則の割合は最終的に 55%に落ち着き、域内割合が 6 割強の NAFTA より低いレベルで決着した。

TPP 協定においては、複数の締結国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する「完全累積制度」が採用されることになった。自動車の原産地規則に関しては、完成車の場合、控除方式による付加価値基準を用いる場合は 55%となる。また、その場合における特定の部品 7 品目³⁾については、協定上明記された加工工程のどれか一つでも TPP 域内で行われれば原産性が付与される。自動車部品については、基本的には、関税分類変更基準と付加価値基準の選択制であり、控除方式による付加価値基準の場合は、品目に応じて 45%~55%となっている。またこの控除方式による付加価値基準の場合に 45%を超える分については、構成部品について協定上明記された加工工程のどれか一つでも TPP 域内で加工されれば、原産性が付与される(三菱東京 UFJ 銀行 2015)。

日本車の米国向け輸出の関税撤廃が異例の時間をかけて行われることを考えれば、日本のメキシコへの譲許は少なくない。例えば、米国向け乗用車の関税は、現行の 2.5% が 25 年で撤廃される。乗用車の対メキシコ輸出では既存の EPA で既に撤廃済みだ。日本の米国向けのトラック輸出では、29 年間関税を維持し、現行の 25%の関税が完全撤廃されるのは 30 年目だが、それとは対照的に、メキシコ向けの中・大トラックは 11 年目にかけて関税が削減される。小型トラックは既に同 EPA で撤廃済みである(表-3)。

表-3：日本のメキシコとの自動車・自動車部品関税に関する大筋合意結果の概要

自動車			
品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2005年4月発効)
乗用車	即時撤廃	15%~30%	撤廃済み
バス	11年目にかけて関税 削減(ベースレート75%分)	15%~30%	除外
小型トラック	即時撤廃	15%~30%	撤廃済み
中・大トラック	11年目にかけて関税 削減(ベースレート75%分)	30%	除外
中古車	発効時に関税削減 (ベースレート5%分)	50%	除外

※日メキシコEPAにおける自動車の原産地規則は関税分類変更基準及び控除方式による付加価値基準 65%の併課制。

自動車部品			
品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2005年4月発効)
エンジン部品	即時撤廃	5%	撤廃済み
ギアボックス、車体の部品	即時撤廃	5%	撤廃済み
バンパーの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済み
ブレーキの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済み
ショックアブソーバーの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済み

※日メキシコEPAにおける自動車の原産地規則は関税分類変更基準及び控除方式による付加価値基準 65%の併課制。

出所：経済産業省(2015)「各国の工業製品関税(経済産業省関連分)に関する 大筋合意結果の概要」から引用。

³⁾ それら品目は強化ガラス、合わせガラス、乗用車用車体、貨物自動車等の車体、バンパー、ドア、車軸を指す(三菱東京 UFJ 銀行 2015)。

今回の大筋合意をメキシコの自動車部門における関税の譲許の内容については、乗用車や小型トラックのように 2005 年に締結された日本・メキシコ EPA で既に撤廃済みのものがあるが、今回の TPP 交渉の合意では、同 EPA で除外されていたバス、中・大型トラック、中古車などが関税撤廃・低減の対象となり、以前と比較して「上乘せ分」がある。

また、ペルーの場合には、乗用車、幾つかの自動車部品において 2012 年 3 月に発効した日本との EPA に含まれている関税撤廃が前倒しになり、当初、9%をベースレートが即時撤廃される。しかし、自動車の強化ガラスのように、同 EPA で 2021 年 4 月に撤廃される関税が 11 年目、すなわち、2026 年以降まで延期される品目も含まれている(表一4)。

表一4：日本のペルーとの自動車・自動車部品関税に関する大筋合意結果の概要

自動車			
品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
乗用車 (1500cc以下、1500cc超の一部)	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
自動車部品			
品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
点火プラグ	即時撤廃	9%	2021年4月に撤廃
自動車用ラジオ	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
鉄製バネ	6年目撤廃	9%	2021年4月に撤廃
ガスケット	6年目撤廃	9%	2021年4月に撤廃
強化ガラス	11年目撤廃	9%	2021年4月までに撤廃

出所：経済産業省(2015)「各国の工業製品関税(経済産業省関連分)に関する 大筋合意結果の概要」から引用。

C. 農林水産品

TPP は原則として例外なき自由化を目指す、今回の大筋合意では、実際に多くの例外品目が認められた。例えば、日本の農林水産品の場合、関税撤廃率が 81%(12 年目以降の撤廃を含む)で、19%が非撤廃(関税割当制度(TRQ)⁴と関税削減を含める)の対象となった⁵(表一5)。また、米国も敏感な農産品を抱えており、発効即時での撤廃率は 56%にとどまっており、2~11 年かけてさらに 38%の品目の関税が撤廃される。ベトナムでの農産品の自由化は漸進的に行われ、時間をかけて関税が撤廃される。

⁴ 関税割当制度(Tariff Quota, TRQ)では、特定の品目について、一定数量以内の輸入品に限り、無税又は低税率(一次税率)が適用され、この一定数量を超える輸入分については比較的高税率(二次税率)の関税を適用することによって、国内生産者が保護される。

⁵ 日本の場合、2,328 品の農林水産品のうち、米、牛・豚肉、麦、乳製品、砂糖などを重要 5 項目(586 品目)として、関税撤廃の例外として続けて保護できるよう交渉してきた。今回の合意によって、586 品目のうち、国内生産者への影響が少ないと判断される訳 3 割にあたる 174 品で関税が撤廃される。

TPP 発効時点でのメキシコの農産品の完全自由化率は 74.1%であり、2年～11年目に17.2%の追加自由化が行われる。ペルーは82.1%の品目に対する関税を発効即時に撤廃するが、11年目には追加の11.9%が完全自由化の対象となる。両ラテンアメリカ国は、センシティブな農産品が少なからず残っていることが分かる。チリの自由化率はメキシコ及びペルーと比較して高く、TRQ や関税低減の対象となる農産品の比率も、メキシコ、ペルーと比べると少ない。

TPP では「聖域」5品目(米、麦、砂糖、牛肉・豚肉、乳製品)の関税は維持されるが、その以外の農産品は大半で関税が無くなる。これらの5品目以外の農産物でラテンアメリカ諸国に大きな影響を与えるのが鶏肉、鶏卵、オレンジジュース、りんご等である。一部の品目について、11年目まで又はそれを超える関税撤廃期間が設定された。

表一5：日本を除く TPP 交渉参加国(11)による農林水産品の関税撤廃等の状況(対日)* 1
(ライン数、パーセント)

品目数	即時撤廃*2	2～11年目まで*3 撤廃	12年目以降 撤廃	非撤廃 (TRQ・削減等)	
米国	2,058	55.5%	37.8%	5.5%	1.2%
カナダ	1,839	86.2%	7.9%	0.0%	5.9%
オーストラリア	1,497	99.5%	0.5%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,262	74.1%	17.2%	5.1%	3.6%
マレーシア	323	96.7%	1.2%	1.7%	0.4%
シンガポール	302	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
チリ	277	96.3%	3.2%	0.0%	0.5%
ペルー	202	82.1%	11.9%	2.0%	4.0%
ニュージーランド	185	97.7%	2.3%	0.0%	0.0%
ベトナム	171	42.6%	52.3%	4.5%	0.6%
ブルネイ	18	98.6%	1.4%	0.0%	0.0%
11カ国平均	-	84.5%	12.3%	1.7%	1.5%
日本	4,920	51.3%	27.5%	2.2%	19.0%

注：* 1：日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類（HS2007）において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

* 2：即時撤廃には既に無税の物品を含む。

* 3：日本の既存 EPA の自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

出所：内閣官房 TPP 政府対策本部(2015c)「TPPにおける関税交渉の結果」平成27年10月20日付。

今回の合意により日本市場での関税障壁が低減されることで、チリにとって大きなビジネスチャンスが生まれる可能性が高い。TPP 参加国の中で米国に次いでトマト加工品(トマトピューレー・ペースト等)、リンゴ、サクランボ、ぶどうや鶏肉が、関税割当や関税削減の恩恵で対日本輸出が増加すると期待される(表一6)。同様に、メキシコは日本市場において、オレンジ、パイナップル、鶏卵で競争力も持っており(表一6)、関税割当枠の拡大と関税の低減によって更なる市場の拡大が予測される。

加えて、TPP が発効すれば、ほとんどの野菜の関税が撤廃される。ピーマン、キャベツ、レタス、ホウレンソウなどの主要野菜に現在 3%の関税がかかっているが、TPP の発効で即時撤廃される。TPP に参加する米国産が多いブロッコリー、メキシコ産が流通するアスパラガス、ニュージーランドから輸入しているカボチャなども関税撤廃の対象となる。アスパラガスに対する関税撤廃はペルーにとっても関心事項である。品目によっては年数をかけて撤廃されるものもある。例えば、タマネギ(1 キログラム 73.7 円以下)にかかる 8.5%の関税が 6 年目に撤廃されることになった。現在の輸出は相対的に少ないかもしれないが、関税撤廃の恩恵を受けて、ラテンアメリカが日本市場向けの野菜輸出を拡大できる潜在性は高い。

表—6：TPP 大筋合意での日本の主要ラテンアメリカ商品自由化スケジュール

品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近3か年平均)	輸入量 (直近3か年平均)	輸入量
					うちTPP参加国
トマト加工品	トマトピューレ・ペースト 枠内:無税	段階的に6年目に関税撤廃	30万トン	26万トン	総計:5万トン
	枠外:16%	段階的に6~11年に関税撤廃			米国:3.2万トン チリ:1.3万トン
オレンジ	「213%」~	段階的に6~11年に関税撤廃	0.6万トン(直近4か年平均)	9.4万トン(直近4か年平均)	総計:0.8万トン
(果汁)	29.8%又は23円/kgのうちの高い方		(うんしゅうみかん 果汁の生産量)		チリ:0.5万トン 米国:0.2万トン
リンゴ	「19.1%」~	段階的に8~11年に関税撤廃	1.5万トン(直近4か年平均)	8.4万トン(直近4か年平均)	総額:0.8万トン
(果汁)	34%又は23円/kgのうちの高い方				チリ:0.4万トン 米国:0.2万トン
ハインアップル	17%	段階的に11年目に関税撤廃	0.7万トン(直近4か年平均)	16.3万トン(直近4か年平均)	総計:0.8万トン
(生果)					米国:0.03万トン チリ:0.001万トン
さくらんぼ	8.5%	段階的に6年目に関税撤廃	1.9万トン(直近4か年平均)	1.0万トン(直近4か年平均)	総計:1.0万トン 米国:1.0万トン チリ:0.003万トン
ぶどう	3~10月 17%	即時関税撤廃	18.6万トン(直近4か年平均)	1.8万トン(直近4か年平均)	総計:1.8万トン
	11~2月 7.8%				チリ:1.0万トン 米国:0.8万トン
鶏卵 全卵又は卵黄	18.8%~21.3% 又は48~51円/kg	全卵卵については段階的に 13年目に関税撤廃	鶏卵:251万トン	3.1万トン	総計:2.0万トン チリ:0.1万トン
卵白	8%	即時関税撤廃			9.5万トン
鶏肉	8.5%、11.9%	基本的には、段階的に11年目に関税撤廃 ただし、冷蔵鶏肉(丸鶏及び骨付きも肉を除く) については、段階的に6年目に関税撤廃	鶏肉147万トン	44.2万トン	総計:2.5万トン
					米国:2.5万トン チリ:0.05万トン

出所：(2015)「TPP交渉 農林水産分野の大筋合意の概要(追加資料)」から著者が作成。

日本で魚類の消費量が最大である鮭・ますの大半の輸入を賄うチリにとって⁶、2007年に発効したEPAの下で獲得した特惠措置がTPP合意によって消滅するわけではない。同EPAでは3.5%の基準税率が発効時から段階的に11回に分けて関税削減し、11年目に撤廃され

⁶ 2012年における輸入サケ・マス原産国の状況及び主な魚種の状況をみると、生鮮冷蔵ものと冷凍もので、原産国及び魚種に大きな違いがあることが分かる。生鮮冷蔵もの(フィレを含む)の輸入量は2012年には35.9千トンで、ノルウェー産が約9割と圧倒的なシェアを持っており、大西洋サケが主な魚種である。一方、冷凍もの(フィレを含む)の輸入量は同年には252.8千トンで、チリ産が約8割と圧倒的なシェアとなっており、ギンザケ及びマスが主な魚種である。また、2位のロシア産、3位のアメリカ合衆国産については、ベニザケが主な魚種である(東京税関2015)。

ると規定されている(日本貿易振興機構 2007)。一方で、TPP の大筋合意では、現行の銀サケ、大西洋サケにかかる 3.5%の関税を 11 年目に無税に、紅鮭の場合は 3.5%の関税が、生鮭は 6 年目に無税、冷凍は即時無税と規定された。鮭の対日本輸出に関しては、関税撤廃・低減のプロセスが完了に近い EPA を特惠関税の選択肢とすることで、チリは米国、カナダなどの競争相手に対して優位を維持できると考えられる。

日本でのぶどう酒(ボトルワイン)の現行の関税率は、15%又は 125 円/L のうちの低い方が適用されている。TPP 交渉により 8 年目に関税撤廃することに合意された⁷。日本との EPA が 2007 年に発効し、関税が段階的に低減する仕組みになっているチリ産ワイン⁸と、米国、オーストラリア、ニュージーランド産ワインとの競合が激しくなる可能性がある。日本・チリ EPA においては、ワインは 1 リットルにつき 145 円 60 銭の関税がかけられており、発効時から段階的に 13 回に分けて関税削減し、13 年目に撤廃される。特に価格に占める関税の比率が高い 1,000 円以下のワインで値下げの余地が出てくる。

林産物においては、輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きい品目(例えば、マレーシア、NZ、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材)については、16 年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置が認められた。チリの場合、セーフガードが針葉樹合板に関して 15 年間適用され、発動基準数量は 1 年目の 13.0 千³m から 15 年目の 27.0 千³m(年増加量 1.0 千³m)に拡大される。チリの 2013 年の実績は 2.9 千³mであった(農林水産省 2015d)。

日本では、TPP を輸出拡大の機会とみる農業関係者もいる。TPP 協定が発効すれば日本から輸出する農林水産品にかかる関税の多くが撤廃される。農産品では日本の 1,885 品目で関税が撤廃される。米国は日本のコメにかけている 1 キロ当たり 1.4 セントの関税をゼロにする。米国は日本産牛肉も、現在は低い関税の受け入れ枠を 200 トンから 6,250 トンまで増やす。TPP では、米国だけでなくその他の加盟国も日本産の牛肉の無関税輸入枠を拡大するほか、日本酒やしょうゆの関税も将来撤廃する。海外で和食ブームが広がるなか、日本の食の輸出拡大が期待される。日本国内は人口減少を背景に農林水産物・食品の需要縮小が予測されており、海外市場の開拓が急務である(農林水産省 2015b)。一方で海外からの野菜や果実がこれまでより安く手に入るようになり、日本の消費者にとって大きなメリットとなる。TPP で貿易自由化の恩恵を日本の消費者が十分に享受できるようにすると同時に、低迷する日本の農業を活性化する政策が必要となってくる。

ラテンアメリカに関しては、TPP の合意で現行の 20%のメキシコ向けのコメの関税が 10 年で撤廃されることになった。メキシコ向け即席麺の 10%の関税が即時撤廃される。メキシコ向けの牛肉の関税(枠内 2~2.5%、6,000 トン)は 10 年目で撤廃される。対メキシコのリンゴの関税(枠内 10%、500 トン)及び茶(枠内 10%、500 トン)がそれぞれ 11 年目に撤廃される。しょうゆでは、メキシコで現行の 20%の関税が TPP 協定発効時点でなくなる。対メキシコ輸出に現在かけられているブリ、サバ、サンマの 20%の関税が即時から 5 年目かけて撤廃される。日本のラテンアメリカでの市場拡大の努力が必要となる(農林水産省 2015b)。

⁷ TPP 協定では、日本はぶどう酒(ボトルワイン)の関税を 8 年目に撤廃する。関税は下記のスケジュールによって段階的に撤廃される。従価税(15%)は、協定の効力発生の日に 1/3 削減し(10%)、その後毎年均等引下げにより 8 年目に撤廃。従量税(67 円/L)は、協定の効力発生の日に 1/3 削減し(44.67 円/L)、その後毎年均等引下げにより 6 年目に撤廃。上限税率(125 円/L)は、関税削減期間中は維持し 8 年目に撤廃される。

⁸ 日本でのチリ産ワインの消費が最近急増している。2014 年の輸入量は 4,369 万リットルと EPA 締結前の 2006 年の 5 倍まで増加し、フランス産ワインに次ぐ消費量になった。2015 年は 7 月までで既にフランス産を上回っており、年間でフランス産を上回る可能性が高い(日本経済新聞 2015c)。

III. TPP 協定の概要 — ラテンアメリカ 3 カ国のその他の関心分野・条項

A. 繊維及び繊維製品

繊維及びアパレル製品の原産地規則を設けることは、TPP 交渉で論議を呼んだ。米国以外の国では自由貿易協定 (FTA) において相対的に穏やかな原産地規則を採用しているが、米国の FTA では、生産に使用される原糸が FTA 締結国原産であることを求めるより厳格な「ヤーン・フォワード」(yarn forward)制度を採用している(Schott, Kotschwar and Muir 2013; Furgsson et. al. 2013)。

今回の大筋合意では、TPP 域内では、米国、メキシコ、ペルーが支持する「ヤーン・フォワード」原則を採用することになった(Morales 2015a)。マレーシア及びベトナムはより穏やかな原則を支持していた。ベトナムは、第三国から輸入した繊維品を免税する「裁断・縫製」原則を強く要求していた。したがって、アパレル産業が輸出の主要な部分を占めるベトナムにとって厳格な条件になってしまった。ベトナムの繊維・衣料品や靴業界は現在、非 TPP 参加国、とりわけ中国からの輸入原材料に強く依存しており、今後調達先の変更を迫られることになる⁹。米国がこれまで締結してきた FTA に採用されている「ヤーン・フォワード」の原産地規則が TPP にも適用されることで、米国と FTA(CAFTA-DR)を締結している中米(コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア)及びドミニカ共和国は、国内市場や米国市場でアジア諸国に対して自国産業を保護し易くなる。

B. 原産地規則及び原産地手続き

今回の合意で完全累積制度の実現が可能となった。TPP 協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用することで合意した。今回の合意により、TPP 特恵税率の適用が可能な 12 カ国内の原産地規則が統一されることで、事業者の制度利用負担の緩和だけでなく、完全累積制度の実現によって、TPP 協定の複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げが可能となる。日本が締結済みの EPA においても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している(内閣官房 2015a)。世界で多数の国々と FTA を締結しているラテンアメリカ 3 カ国にとって、完全累積制度のメリットは大きく、同 3 カ国によるその評価は高い。太平洋同盟加盟国のアジア太平洋地域でのサプライチェーンへの参入を後押しする。上記したように、特に自動車の完成車に関する原産地規則がメキシコに及ぼす影響は少なくない。

⁹ ベトナムの繊維業界は現在、製品の 70%を他の TPP 参加諸国に輸出しており、合意が実施されれば輸出は倍増する見通し。国内の衣料品メーカーは、多くの海外顧客が関税メリットを享受するため注文を中国からベトナムにシフトすると期待する。

C. サービス

1. 国境を越えるサービス取引

TPP 協定は、海外における消費の態様によるサービスの提供、自然人の移動によるサービスの提供に関し、「内国民待遇」、「最恵国待遇」、市場アクセス(数量制限の禁止等)について規定している。原則全てのサービス分野を対象とした上で、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス等の義務が適用されない措置や分野を附属書に列挙する方式(いわゆるネガティブ・リスト方式)を採用している。これは、WTO のサービスの貿易に関する一般協定(GATS)が採用している上述の義務の遵守を約束する分野のみを列挙する方式(いわゆるポジティブ・リスト方式)と比較して、規制の現状が一目でわかるため透明性・法的安定性・予見可能性が高い。日本が TPP 加盟国と締結している既存 EPA でネガティブ・リスト方式を採用しているのはメキシコ、チリ、ペルー及び豪州のみ(内閣官房 2015 b)であることは特記に値する。

TPP 協定においては、本章の規定には金融サービス、政府調達、政府の権限の行使として提供されるサービス、締約国が交付する補助金又は締約国が行う贈与(公的に支援される借款、保証及び保険を含む)及び航空サービス及び航空サービスを支援するための関連のサービスが適用範囲外と規定されている(内閣官房 2015a)。

チリ政府が重視した金融サービスは別の章で取り扱われている(Chile Direcon 2015a)。例えば、株式ブローカー、証券エージェントの活動を行っている法人又は法人自然人の取締役、管理者、マネージャまたは代表者は、チリ人または永住許可を持つ外国人でなければならないとしている。海外投資ファンド(FCIF)の資産は、投資が行われた日から5年間、又は海外のベンチャーキャピタル投資ファンドの場合には、3年以内では海外送金は許可されない。また、幾つかの条件を満たした場合には、外国再保険ブローカーが再保険ブローカー業務を行うことが可能となる¹⁰。保険仲介及び請求決済の活動を行う法人または自然人の管理者および代表者は、チリ人であること、または外国人である場合は永住許可を保持していなければならないとしている。その他の「内国民待遇」の例外で金融サービスを規制している¹¹。

2. ビジネス関係者の一時的な入国

TPP 協定第 12 章ではビジネス関係者の一時的な入国に関する規定を設けている。締約国間のビジネス関係者の一時的な入国の許可、そのための要件、申請手続の迅速化及び透明性の向上等につき規定、また附属書において、ビジネス関係者の一時的な入国に関する各締約国の約束を規定している。

今回の大筋合意では、米国及びシンガポール以外の全ての国において一時的な入国及び滞在を認める自然人のカテゴリおよび滞在期間に関し、WTO・GATS(サービスの貿易に関する一般協定)を上回る規定にすることで合意した。例えば、カナダ、マレーシア及

¹⁰ これらのブローカーは、本国で合法的に承認された法人であり、海外からの割譲中間リスクを仲介する出来る権利を持っていることを証明し、そのような認可が付与された日付を提示する義務を負う。このようなエンティティは、広範な権限とそれらを代行するためにチリで代表者を指名しなくてはならない。代表者は召喚状の対象となることがあり、チリに在住しなくてはならない。

¹¹ これらの情報は、ペルー貿易観光省のホームページに掲載されている TPP 協定の国別、交渉分野別の文書(非公式)を参照したものである。

http://www.acuerdoscomerciales.gob.pe/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=191&Itemid=210

びペルーは滞在可能期間の長期化を実現する。メキシコでは、出張者の滞在期間が 30 日から 180 日に延長された。オーストラリア、カナダ、メキシコ、チリ等は、「短期商用訪問者」以外のカテゴリーの自然人が帯同する配偶者についても本人と同一の滞在期間を許可することを約束している(内閣官房 2015d)。よって、チリでは転勤者の家族のビザ更新が 1 年ごとに可能になった。

3. 電子商取引

TPP 締約国は電子商取引章において、TPP 締約国は、消費者を保護するため、オンラインでの詐欺的な商業活動に関連する消費者保護法を採用し、並びに個人情報その他の消費者保護が TPP 域内市場において執行されることを確保しつつも、インターネット、クラウドコンピューティング及びデジタル経済の原動力となる地球規模の情報及びデータの自由な移転を確保することを約束した。TPP 協定は、「締約国が差別的な措置やあからさまな遮断を通じてデジタル・プロダクトの自国の生産者や提供者を優遇することを防止する。」また、TPP 域内では、動画、音楽、電子書籍などのデジタルコンテンツの売買に関税を賦課することが禁止されることになった(内閣官房 2015a)。これまで FTA に電子商取引が含まれることはあったが、新しいデジタル商品やプロセスを十分に規制できない状況にあった。TPP 協定はこの「規制の空洞」の問題に対処したことで、21 世紀に相応しい FTA といえる。この意味においても、日本とラテンアメリカ TPP 参加国にとって重要な章と言える。

その上、12 の締約国は、TPP 域内の企業に対して、ある締約国内で事業を行う条件として、データを保管するためのデータセンターを設置することを要求しないこと、さらに、ソフトウェアのソース・コードが移転又はアクセスを要求されないことに合意した(内閣官房 2015b)。よって、ベトナムなどではネット上で物品を販売する業者やオンラインでゲームを提供する業者に対し、国内にサーバーを置くよう義務づける動きがあるが、そうした規制は TPP 協定で禁止されることになる(内閣官房 2015a)。

加えて、電子商取引を促進するため、通関書類を電子的な書式で提出するといった企業と政府の間の貿易に係る文書の電子化を促進する規定や、商業上の取引のための電子認証及び電子署名を定める規定を含む。TPP の締約国は、中小企業が電子商取引の特典を受けるよう協力することに合意し、個人情報保護、オンラインの消費者の保護、サイバーセキュリティに係る脅威及びサイバーセキュリティに対する能力に関する政策についての協力を奨励することで合意した(内閣官房 2015a)。

チリ及びペルーは米国との二国間 FTA で電子商取引の章を設けている。その中で、「最恵国待遇」及び「内国民待遇」を保証し、デジタル商品は関税の対象とならないことが明記されている。また、デジタル経済の重要性を認識し、将来多様な分野で協力することで合意している。例えば、中小企業が電子商取引を利用する際に直面する障害の克服、データのプライバシーの保護、電子商取引分野で規制、法律、プログラムに関する情報や経験の共有、サイバーセキュリティ、電子署名、知的財産権、および電子政府などの面で協力することで合意している¹²。

しかし二国間 FTA には、インターネット及び情報及びデータの自由な移転や自国のデジタル商品の生産者や提供者を優遇する差別的な措置を防止することなど、今回の TPP 合意で新しく規定された項目は明記されていない。2004 年 1 月に発効した米国・チリ FTA か

¹² 米国・チリ、米国・ペルー両 FTA の電子商取引に関する情報は、米州機構(OAS)の自由貿易協定のデータベースによる。

ら 10 年が経っており、TPP の本章内容はデジタル経済の進歩とその規制の複雑性を反映しているものと言える。2009 年 2 月に発効した米国・ペルー FTA における電子商取引の内容は、ペーパーレス貿易、電子認証や電子署名に関して言及しているが、協力の領域を超えるものではなかった。

また、チリ、メキシコ、ペルー、コロンビアの 4 カ国は「太平洋同盟枠組み議定書」において、電子商取引、金融サービスなどこれまで二国間協定に含まれていなかったサービス分野でも自由化することで合意している。電子商取引に関しては、ペーパーレス貿易と電子認証とデジタル証明書の制度が促進される。また、デジタル商品は関税の対象とはならないとの合意に達している(桑山 014)。

D. 投資

TPP 協定における投資の定義は、WTO の「貿易に関連する投資措置に関する協定」(TRIMS)でのそれを遥かに超越し、直接投資だけでなく、社債、その他の負債証券及び貸付金、先物、オプション、および他の金融派生商品、ターンキー、建設、管理、生産、譲歩、収益分配、その他の契約、知的財産権、ライセンス、不動産やリース、住宅ローン、先取特権などの関連財産権も含む。今回の大筋合意は、保護を与える対象となる投資(直接投資だけでなく)の範囲を広げるのみならず、1)契約前投資財産 (pre-establishment) 及び契約後財産(post-establishment)¹³の「内国民待遇」及び「最恵国(MFN)待遇」、2)投資財産に対する公正衡平待遇並びに十分な保護及び保障、3)特定措置の履行要求(現地調達、技術移転等)の原則禁止¹⁴、4)正当な補償等を伴わない収用の禁止を規定、5)投資家と国との間の紛争の解決(ISDS)のための手続きも規定している。ただ、これらの条項は米国がラテンアメリカ諸国と結んできた FTA に含まれているものが多い。

今回の大筋合意によって、投資に関する資金の自由な移転に関しては、政府が変動しやすい資本移動を管理し、国際収支の危機もしくはその恐れ、その他特定の経済危機の文脈において、投資財産に関連する移転を制限する、差別的でない一時的なセーフガード措置(資本規制等)により管理することができ、金融システムの健全性及び安定性を保護するための柔軟性を保持することが確保された(内閣官房 2015a)。よって、TPP 参加国は自己裁量的な理由から資本投資規制を課す権利を保持することになるが、米国が締結したオーストラリア、チリ、韓国、ペルー、シンガポールとの FTA では、「外国投資を含むすべての送金は、対内、対外とも自由かつ遅れなく実施されなければならない」と規定されている。その他の TPP 加盟国は、国際収支上の理由から、セーフガード措置を設けるなど、様々な規制措置を適用してきた。今回の TPP 合意は、資本移転に関する規制に反対してきた米国にとって政策の転換を意味するのかもしれない。その背景には、資本移動によるボラティリティの影響を抑制するには資本規制は有効であるという国際通貨基金(IMF)の新しい認識があり、TPP 交渉に影響を与えた可能性がある。この投資規制に関する判断は、ラテンアメリカ諸国のマクロ経済運営にとっても重要な含意をもつ。

¹³ 昨今の国際投資活動は、巨大な公共事業やインフラ整備といった巨大プロジェクトが多く、投資契約自体も複雑化している。そのため、投資契約の締結交渉も複雑化・長期化するため、フジビリティ・スタディや交渉費用等の投資前支出が必然的に増加する。投資契約後や投資設立後の支出だけでなく、契約に至る予備段階において、事実上多額の金銭支出が求められる。この支出を「契約前投資財産」(pre-contract investment)と呼ぶ。

¹⁴ ローカルコンテンツ要求、技術移転要求、投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤルティー規制の禁止、特定技術使用要求の禁止等が含まれる。

投資の章において開発途上国の観点からして重要なのは、投資家国家紛争解決手続き (ISDS) である。米国の場合、オーストラリアを除いて、全ての FTA 締結相手国と ISDS を結んでいる (Fergusson et. al. 2015)。日本の場合、チリ、メキシコ、ペルーとは ISDS のための手続きについて既に二国間 EPA で規定されていることから、実質的には、それらを引き継ぐことになる。TPP 協定で、日本は ISDS 手続きを EPA 未締結国(米国、カナダ、ニュージーランド)及びオーストラリア¹⁵と新たに採用することになった。

また、日本が締結済みの EPA でカバーされていない分野において対象範囲が拡大された。例えば、マレーシアとの EPA では「内国民待遇」違反や特定措置履行要求違反は従来対象外であったが、これからは適用される¹⁶(内閣官房 2015b)。TPP 協定では、インフラ整備等に関する国と投資家の間の契約(投資に関する合意)の違反も原則 ISDS の対象になる(内閣官房 2015b)。これは日本を含む先進国によるラテンアメリカ諸国でのインフラプロジェクトに影響を与えるかもしれない。

投資家国家紛争手続き (ISDS) は必ずしも国家、特に開発途上国の国家に不利な仲裁を下すとは限らない。ペルーのケースをみると、2000 年代初頭以来、同国が海外投資家によって国際仲裁機関に提訴されたケースが 11 件あったが、その 9 件で自国に有利な判決を得ている。残りの 2 つのケースでは、投資家が要求する金額のそれぞれ 3% と 50% が承認された。海外投資を誘致する方針の一環として ISDS 制度は必要かもしれないが、国際仲裁機関の判断は必ずしも投資家に有利に働くとは限らない。いくつかのケースで、ペルー政府に対して調停費用を支払うことを余儀なくされた外国投資家もある。ペルーでは、国際仲裁のすべてのケースで、財務省から一人(議長を務める)、外務省と法務省からそれぞれ二人、投資奨励庁(Proinversion)から一人の代表で特別委員会を構成することになっている。貿易観光省(Mincetur)は紛争が自由貿易協定(FTA)、あるいは投資促進と相互保護協定と関係する場合、同委員会に参加することになっている(Mincetur 2015)。

E. 政府調達

TPP 締約国は、透明性があり、予見可能性が高い、差別のないルールを通じて相互の巨大な政府調達市場にアクセスすることにつき、利益を共有することになった。政府調達章において、TPP 締約国は、「内国民待遇」及び「無差別原則」という核となる原則を約束する。TPP 締約国は、関連する情報を適時に公表し、供給者が入札説明書入手し応札するための十分な時間を与えること、入札を公正かつ公平にとり行うこと及び入札書の秘密を維持することについても合意した(内閣官房 2015b)。

今回の大筋合意で、ベトナム、マレーシア、ブルネイにおける日本企業の政府調達市場参入機会を初めて国際約束として規定した。米国、豪州、カナダ、シンガポールは既存の国際約束以上の対象機関について政府調達市場を開放し、オーストラリア、チリ、ペルーは既存の国際約束より対象となる調達の基準額を引き下げた(内閣官房 2015b)。

各締約国は、本章の対象となる機関及び活動を列挙する形式でのリスト(ポジティブリスト)に合意し、それらの機関は附属書に掲げられる。例えば、チリの場合、中央政府機関(13

¹⁵ 日・オーストラリア EPA では ISDS が採用されていないが、これから再協議されることになった。

¹⁶ 例えば、マレーシアとの EPA では「内国民待遇」違反や特定措置履行要求違反は従来対象外であったがこれから適用される。また、シンガポールとの EPA では「最恵国待遇」違反はこれまで対象外であったが、これからは対象となる (内閣官房 2015b)。

の省庁)による調達額の基準は、財(モノ)及びサービスで 95,000SDRs, 建設業で 5,000,000SDRs と規定されている。準政府機関(州・市レベル)はそれぞれ 200,000SDRs, 5,000,000SDRs と規定されている。メキシコでは、中央政府機関による調達限界はモノ及びサービスで 79,507 米ドル、建設業で 10,335,931 米ドルとなっている。その他に政府機関(Pemex,郵便、Telecom, 飛行場と関連サービスなど)の枠はより大きく、前者で 397,535 米ドル、後者で 12,721,740 米ドルと規定されている。ペルーの上限はチリのそれと等しく、中央政府機関の場合、モノ及びサービスで 95,000 SDRs、建設業で 5,000,000 SDRs となっている。準政府機関で、それぞれ 200,000 SDRs、5,000,000 SDRs でチリのそれと合致する数値を譲許している¹⁷。

チリとペルーは政府調達市場を開放すると同時に、対 TPP 域内の市場アクセスが拡大されることになる。具体的にペルーの場合、オーストラリア、ブルネイ、ニュージーランド、ベトナム、マレーシアの新しい5つの政府調達の市場にアクセスできる。これらの国々の調達額は、2,870 億ドルと推計され、ペルー市場の 22 倍のサイズである。また、TPP は、ペルーが既に二国間 FTA が存在する日本とカナダにおいても、より多くの政府機関を対象に含むため、政府調達アクセスが改善される。今回の TPP 合意はまた、透明性と効率性で高い基準を設定しているが、ペルーの公共調達システムの変更は必要としない。政府調達では、専門、技術、科学的サービスや木材製品の分野で潜在力があると考えられる(Peru Mincetur 2015)。

チリ、コロンビア、メキシコ、ペルーで構成する「太平洋同盟」でも、政府調達の分野での調整が進んでおり、TPP 協定での政府調達の合意はそれと相反するものではない。太平洋同盟加盟国は既存の基準をアップグレードし、加盟国間での政府調達を促進する新しい基準と行動計画を打ち出している。議定書では、「透明性」「内国民待遇」「非差別」「訴訟手続き」「電子的手段の使用条件」の項目に於いて、既存の二国間協定が更新された。また政府調達の対象になる機関の数を増やし、これまでの例外や除外を少なくしてゆくことで合意した。微小企業(Mipyme)の政府調達への参入を強化するための規則と活動が設定された点が注目される(桑山 2014)。

F. 知的財産権

TPP 協定で対象となる知的財産は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等である。知的財産の章は、これらの知的財産につき、WTO 協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)を上回る水準の保護と、知的財産権の行使(民事上及び刑事上の権利行使手続並びに国境措置等)について規定している。

1. 医薬品

TPP 交渉の知的財産権において最大の論争は公共の保健機関の医薬品規制に関する問題であり、チリとペルーはオーストラリアと協調して、米国の姿勢に対して強硬路線を維持していた。論争の焦点は、特許データ保護と特許リンケージの 2 点に絞られた。前者は、特

¹⁷ これらの情報は、ペルー貿易観光省のホームページに掲載されている TPP 協定の国別、交渉分野別の文書(非公式)を参照したものである。

http://www.acuerdoscomerciales.gob.pe/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=191&Itemid=210

許権者がジェネリック品製造業者に対して試験データの公開を控える期間についての取り決めであり、後者は、ジェネリック医薬品を承認することが既存の特許を侵害しないことを規制当局が保証しなければならない義務について言及する。米国は基本的に比較的長期に渡るデータの取り扱い制限、特許リンケージ及び特許期間の延長を追及していたが、オーストラリア、ニュージーランド、チリ、ペルーなどは、期間の延長は低コストのジェネリック品の開発の妨げとなり、それが医薬品価格の引き上げに繋がり、臨床試験データ保護に対する国家規格を定義する国の能力を制限することになると批判していた。

論争の根源は、両条項に関する規制が TPP 加盟国でこれまで締結された FTA で異なる扱いを受けてきたことにある。例えば、データ保護と特許リンケージも WTO 枠内で締結されている「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS)の下では要求されていない。また、NAFTA ではデータ保護については規定に取り組みされているが、特許リンケージについては特記されていない。しかし、カナダとメキシコ間では特許リンケージの制度を導入している。オーストラリア、マレーシア、ベトナムなどのその他の TPP 参加国は、特許リンケージ制度は導入していない。米国は韓国との FTA では医薬品に関して広範囲の条項の導入を求めた(Fergusson et.al 2015)。TPP 加盟国の間でデータ保護と特許リンケージの取り扱いについて開きがあることが問題の根源である。

データ保護の期間と特許リンケージに関する規定は、米国がコロンビア、パナマ、ペルーと個別に締結している FTA には盛り込まれているが、穏やかな基準が設定されている(Fergusson et.al 2015)。その背景には、米国がコロンビア、パナマ、ペルーと 2007 年に結んだ「5月10日合意」(May 10th Agreement)¹⁸がある。同合意では、5年間のデータ保護が規定されているが、途上国に関しては、特許リンケージ条項は任意であるとされていた。また、同合意は途上国に対するデータ保護の期間については、相手国との相互の承認に基づき同時に決定されることを規定している(Schott, Kotschwar and Muir 2013)。米ペルーFTA では最初の販売承認から6カ月以内に他国で販売承認が行われた場合には、最初の販売承認の時点からデータ保護期間を開始することを認めている(Fergusson et. al. 2013)。

薬事法申請と審査にかかる新薬のデータは、特許法とは無関係に保護されるが、保護期間が日本では8年、米国では5年、EUでは10年と国によって異なる。TPP 交渉では、米国は保護期間5年に安全性評価のための3年間の延長を認める「実質8年」の譲歩案を示していた。交渉関係者によると、豪州は歩み寄ったが、チリ、ペルーなどが米国に更なる譲歩を求めたと報道される(Morales 2015a)。

TPP 交渉の中でのデータ保護に関する論争は、特に生物製剤(バイオ医薬品)の保護水準と深い関係がある。遺伝子組み換えなど高度な技術を使うバイオ医薬品は、癌などの治療に使われるが、新薬開発には長い時間がかかるうえ、巨額の投資が必要になる。2010年の医療改革法以来、生物製剤に対して12年の延長を維持している米国と異なり、保護期間を短くして割安な後発薬を早く手にしたいオーストラリア、ニュージーランドやチリ、ペルー、ベトナムの新興国は期間延長には応じられないと5年を主張し、現行の5年に審査手続きなどにかかる「1年」を加えた「実質6年」程度で収めたい意向であった。ジェネリックを使えない期間が延びれば、家計の負担に直結することで、チリやペルーは5年の死守を訴えていた。米通商代表部(USTR)の代表、フロマン氏は妥協案として「5年と検証期間3

¹⁸ 「5月合意」の呼称で知られる2007年5月10日の“A New Trade Policy for the Americas”と名付けられた議会と行政府の合意で、新しい米国貿易協定に盛り込まれる可能性の高い労働基準、環境条項、投資、知的財産権について新しい基準を示している(Fergusson et. al. 2013)。

年」を提示したことから、交渉は最終的に 8 年案で妥結した。「5 + 3」を選ぶ場合には検証期間の 3 年を「確実に実施する」として出来る限り 8 年に近づけ、米国の製薬業界や議会の説得に努めた。

加えて、TPP 交渉では、遺伝資源や伝統的知識が特別な特許権保護を受けられるべきかどうかという問題にも交渉された。この問題についてペルーは、製薬会社は商用目的のために伝統的知識あるいは遺伝資源の利用にあたっては地域社会に対して利用機会を提供し、利益を共有すべきだと提案していた(Schott, Kotschwar and Muir 2013)。日本とペルーとの間で、遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び当該伝統的な知識の利用から生じ得る利益の衡平な配分について、利用者と提供者との間の相互に合意する条件を反映した契約を通じて適切に対処することができることを認める旨の共通の理解を確認する文書が作成中と伝えられる(内閣官房 2015b)。

2. 著作権

著作権分野の合意では、音楽や文学作品の著作権の保護期間を 70 年に延長する他、損害賠償請求を容易にすること、告発が無くとも権利侵害の刑事責任を問えることが盛り込まれた¹⁹。現在、米国と FTA を締結しているオーストラリア、チリ、ペルー、シンガポールは、著作権を死後 70 年としていることから、問題なく調整できると考えられる。マレーシア、ニュージーランド、カナダは TRIPS 基準の 50 年から 70 年に引き上げる必要がある。メキシコと米国とは、死後 100 年の長い保護期間から 30 年の短縮が余儀なくされる。日本は現行の 50 年から 70 年に延ばす。著作権の侵害があった場合に、被害額がはっきりしなくても一定の賠償を支払わせる制度が今回の TPP 協定に導入された。同時に、企業などからの告発が無くとも政府が模倣品を摘発できる制度を設けることになる。

加えて、インターネット上の著作権侵害コンテンツの対策のため、権利者からの通報を受けて、プロバイダー事業者が対応することで賠償免責を得る制度が新しく導入された。プロバイダー事業者に著作権侵害防止のためのインセンティブを与える制度を担保することになった(内閣官房 2015b)。

3. 商標

TPP 協定では、各締約国は広く認識されている商標と同一又は類似の商標の使用が先行して存在し、混同を生じさせるおそれがある場合には、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適当な措置を定めている。国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書にはマレーシア、カナダ、ペルー等が未締結である。または、商標出願手続きの国際的な制度調和と簡素化を図るためのシンガポール商標法条約にはマレーシア、カナダ、ペルー、メキシコ等が未締結で、今回の TPP の大筋合意でその締結を義務づける(内閣官房 2015b)。

¹⁹ 著作物(映画を含む)、実演、又はレコードの保護期間は今回の合意で次のように規制されるようになる。
1. 自然人の生存期間の基づき計算される場合には、著作物の死から少なくとも 70 年、2. 自然人の生存期間で計算されない場合は、次の何れかの期間、(1)当該著作物、実演、又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表からの年の終わりから少なくとも 70 年、(2)当該著作物、実演、レコードの創作から一定期間内に権利者の許諾を得た場合には、当該著作物、実演またはレコードの創作の年の終わりから少なくとも 70 年までと規定された(内閣官房 2015b)。

4. 地理的表示

地理的表示に関する規制は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称(地理的表示)が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として保護し、生産業者の利益の増進と需要者の信頼の保護を図ることを目的とする。日・チリ EPA、日・ペルー EPA における日本とチリ、ペルーの地理的表示に関する規定・約束の再確認に関して、日本のチリ、ペルーの間でそれぞれ調整中と報じられる(内閣官房 2015c)。

G. 衛生植物検疫 (SPS) 措置

TPP 協定は、人、動物または植物の生命、健康を保護しつつ、各締約国が実施する SPS 措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにする規制を設ける。今回の合意は WTO での SPS 協定の内容を上回る規定となっている。締約国が WTO・SPS 委員会に関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮することや各締約国の SPS 措置にかかる手続きの透明性の向上に関する規制を設けている。さらに、地域的な状況に対応した調整(harmonization)措置の同等(equivalence)、科学および危険性の分析、監査、輸入検査、証明、透明性、協議などについて規定している。

SPS 措置の導入によって、ラテンアメリカ諸国が日本に農産品を輸出する際の障壁が改善されると期待される。日本は物品の SPS 措置に関する情報の求めに応じ、その他の TPP 締約国に提供する義務を負う。また、SPS 章の下で生じる事項について懸念がある場合には、180 日以内に解決することを目的として、要請の受領から 37 日以内に専門家が関与する協議を求めることが出来るようになる。ペルー政府は SPS 条項に大きな期待をかけており、これから日本を含めたアジア市場への非伝統的農産品輸出の拡大が望まれる。

H. 貿易の技術的障害 (TBT)

その他の FTA でも規定されているように、TBT に関する規則の作成にあたり、TPP 締約国は、正当な目的を達成するための TPP 締約国の能力を確保しつつ、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成における透明性があり差別的でない規則に合意し、TBT 措置が貿易の不必要な障害をもたらすことがないようにすることを確保するために協力することに合意した。また、TPP 締約国の企業、特に小規模の企業の費用を削減するため、他の締約国の適合性評価機関の適合性評価手続の結果の受入れを促進し、企業が他の TPP 締約国の市場にアクセスすることを容易にする規則に合意した。また特定の分野については、当該分野毎のルールを定める附属書を設けている(内閣官房 2015b)。

TPP の TBT 章は、特定の分野(1. ワイン及び蒸留酒、2. 情報通信技術産品、3. 医薬品、4. 化粧品、5. 医療機器、6. あらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法、7. 有機産品)に関するルールを定める附属書を設けている。ワイン及び蒸留酒に関する附属書では、ラベルに情報を表示することを要求する場合の要件等を規定しており²⁰、チリ、メキシコ及びペルーにとっては重要な附属書といえる。また、締約国は、シャトー、クラ

²⁰具体的には、締約国は、ワイン又は蒸留酒の供給者に対し、ワイン又は蒸留酒の容器、ラベル又は包装に、生産日又は製造日、消費期限、賞味期限等の情報を表示することを求めてはならないとしている。ただし、消費期限または賞味期限が、消費者が通常期待するものよりも短くなっている可能性のある産品については、この限りでない(内閣官房 2015a)。

シック、ビンテージ等の形容的表示又は形容詞がワインのラベルに含まれるということのみを根拠として、他の締約国からの当該ワインの輸入を妨げてはならないとしている。加えて、締約国は、輸入されるワイン又は蒸留酒について、当該ワインのビンテージ、品種等又は当該蒸留酒の原材料及び製造工程に関し、その領域において生産された締約国の公的認証機関等による認証を要求してはならないとしている(内閣官房 2015a)。

I. 労働

TPP 締約国は、国際的に認められた労働者の権利に直接関係する締約国の法律等を執行すること、国際労働機関の 1998 年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言並びにその実施に関する措置(ILO 宣言)に述べられている権利(強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃等)を自国の法律等において採用・維持すること、労働法令についての啓発の促進及び公衆による関与のための枠組み、協力に関する原則等について TPP 協定で定めている。12 の締約国は、貿易又は投資を誘引するために労働者の基本的な権利を実施する法令について免除又は逸脱措置をとらないことに合意し、更に TPP 締約国間での貿易又は投資に影響を及ぼす態様で継続もしくは反復することにより自国の労働法令の効果的な執行を怠ってはならないことで合意した。これらの原則を TPP 協定に明記することは、従来、国が運営する労働団体以外の労働組合を認めていないベトナムにとって、また、独立系労働組合を禁止していたブルネイにとって妥協するには難しい問題であった。

開発途上国の観点で重要な点は、労働章における約束が紛争解決章に定める紛争解決手続の対象となったことである。労働問題を TPP 協定全体の紛争解決手続の対象とすることを要求していた米国にとって、大きな成果である。多くの TPP 参加国の FTA には労働条項が含まれてはいるが、それらのほとんどは法的拘束力のない限られた推進目標に過ぎず、紛争解決手続は明記されていないのが現状だ。

それとは対照的に、米国の FTA は実質的な労働条項を備えており、労働紛争解決手続を有している。日本は締結済みの EPA において労働に関する規定を設けた例はあるが、独立の章が設けられたことはない(内閣監房 2015b)。TPP の前身である P4 協定では、労働基準を保護の手段として用いることを避け、投資を呼び込むために労働基準を引き下げることなどを控えることなど、労働基準を遵守することを勧告するものの義務とはしていなかった。しかし、今回の合意によって、TPP 諸国が輸出加工区において国内労働法を適用する義務が生じたことは、将来 TPP への参加を希望する途上国にとって障害となる可能性が出てくる(内閣官房 2015b)。

TPP 交渉で米国は、2007 年にコロンビア、パナマとペルーと結んだ「5 月 10 日の合意」による米国議会からの要求に沿って、P4 協定の内容を超越する労働条項を含めることを主張していた。5 月 10 日の合意で、これらのラテンアメリカ諸国は 1998 年に設定された労働における基本的原則及び権利に関する「ILO 宣言」の下に、労働者の権利と安全を米国との FTA においても遵守することで合意している (Fergusson et. al. 2015)。労働問題に関する TPP 大筋合意では、ラテンアメリカ 3 カ国が米国と締結している FTA の内容を超えるものではない。例えば、ペルーの貿易観光省は「米国との FTA の締結後、ペルーは既に労働者の権利の強化を目的とする労働政策を実施しており、労働環境の監督強化のシステム、及び「労働手続法」(Ley Procesal del Trabajo)が既に存在する」と指摘している(Peru, Mincetur 2015)。

J. 環境

TPP 締約国は、世界の人間、野生生物、植物及び海産の種の相当な割合が生息する地として、環境に関する課題(汚染、違法な野生生物の取引、違法伐採、違法な漁業、海洋環境の保護等)に対処するために協働すること等により、環境を保護し保全する強固な約束を共有する。12 の締約国は TPP 協定において、自国の環境法令を効果的に執行すること、及び貿易又は投資を奨励する目的で環境法令を弱めないことに合意した(内閣官房 2015b)。

今回の合意で、米国が最近締結した FTA に含まれているように、TPP を多国間環境条約における義務を弱めるのに利用することを禁止する「法の衝突」条項が含まれている。また、違法森林伐採及び取引、絶滅危惧種の取引、有害な漁業補助金(濫獲された状態にある魚類資源に悪影響を及ぼすもの並びに違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を支援するものに限る)などを実施しない約束も含まれている(内閣官房 2015a)。

特に重要なのは、環境問題が紛争解決章に定める紛争解決手続の対象となることである(内閣官房 2015a)。米国は二国間 FTA で環境条項を取り入れることを推進してきており、TPP においても同様な条項の制定を要求していた背景がある(Furgsson et. al. 2015)。特に、投資を誘致するために環境基準を緩和することを禁ずる実施可能な拘束力のある約束が必要で、TPP 協定でも FTA の他の章で義務づけられているように、環境においても紛争解決手続が適用されるべきだと米国は主張していた。一方で、TPP 交渉の段階では、環境義務を紛争手続の対象とするかどうかについて賛否両論があった。TPP 交渉に参加した開発途上国は一般的に環境条項の紛争解決手続の適用には消極的であった(Schott, Koschwar and Muir, 2012; Furgusson et. al. 2013)。環境の章が法的に拘束力を持つことで、ラテンアメリカ諸国も重大な義務を負うことになる。

だが、労働者の権利に関する規則と同じように、米国の FTA における環境条項の扱いは時間と共に進化してきおり、ラテンアメリカ諸国にとって必ずしも目新しいものではない。同条項は、NAFTA 協定では付属書に加えられていたが、その後発効した FTA では、2002 年の貿易法に基づいて「独自の法律を施行する」ものの、限られた場合に紛争手続の対象となるとされた。後に米国が 2007 年にペルー、パナマ、コロンビアとで合意した 5 月 10 日協定(The May 10th Agreement)において、多国間環境協定 (MEAs) を遵守するよう肯定的な義務が追加され、それと同時に環境条項の義務遂行において紛争が起こった場合には、紛争解決手続の対象となることが明記された (Ferguson et. al 2015)。

IV. これから

TPP 交渉の大筋合意を受けて、参加 12 カ国はこれから協定批准に向けて国内手続を本格化することになり、専門家による交渉文書の法的見直しの過程が始まる²¹。この段階の後に、12 カ国はそれぞれの会議での承認を得るため、内部交渉プロセスを開始する。TPP 協定の署名は早くても 2016 年以降と推測され、その承認には署名の段階から 2 年の期間が設けられている。31 章にわたる交渉文書は、各国の関係機関により公開されている。チリ、

²¹実際には、10 月末にその作業部会の会合が東京で開かれる予定であると、チリ国際経済関係総局が 10 月上旬に伝えている (Direcon 2015c)。

メキシコ、ペルーの場合、まず英語テキストが公開され、西語テキストはメキシコ政府によって翻訳されることになっている。

日本は来年 1 月からの通常国会で承認手続きを進める案が有力視されている。ただ来夏には参議院選挙が控えており、選挙への影響を懸念する議員から慎重な対応を求める声が高まっている。国内の農業対策について、国会内外で議論されることになっている。米国は次期大統領選が熱を帯びつつある中、鍵をにぎる米国連邦議会では TPP 慎重論も根強い。民主党候補のヒラリー・クリントン氏は以前の TPP 支持派から反対派へと姿勢を転換してきている。米国政府は、米国大統領に通商交渉権を委任する貿易促進権限(TPA)法に基づいて批准手続きに着手する。実際に署名できるのは大筋合意から 90 日後の来年 1 月になる見通しである。その時点から更に 1 カ月ほど間隔をあけて TPP の批准書案を議会に提出し、来春からやっと実質審議が始まる。来年 2 月以降は次期大統領選と連邦議会選挙の予備選挙が控えており、来夏までに実施法案が成立しないと、オバマ政権下での批准が難しくなる。また、カナダでは 10 月の総選挙で自由党のジャスティン・トルドー党首が新首相となったが、自由党は TPP について内容の検証を優先する方針で、批准が遅れる可能性がある。

TPP 交渉で大筋合意した参加 12 カ国は、関税撤廃などの効力が発生する条件として、全参加国が 2 年以内に議会承認などの手続きを終了できない場合には、GDP の合計が 85% 以上を占める 6 カ国以上が合意すれば発効できるように 10 月 5 日の閣僚会議で決議した。現在の参加国の GDP をみると、域内 GDP の 60.4% を占める米国と、17.7% を占める日本が欠ければ発効できない仕組みになっている。カナダの GDP は TPP 参加国 3 位で、域内 GDP の 6.6% を占める。カナダで TPP 推進派の与党が敗戦し、仮にカナダで国内手続きが遅れても、全体の 5% 前後を持つオーストラリアやメキシコなどの手続きが順調に進めば、TPP 協定の批准に弾みがつく。その意味で、ラテンアメリカ 3 国のなかでもメキシコが果たす役割は大きい。

英語・西語文献

Bridges (2015) “After Trans-Pacific Partnership Deal Reached in Atlanta, Focus Shifts to Ratification” ,October 8.

<http://www.ictsd.org/bridges-news/bridges/news/after-trans-pacific-partnership-deal-reached-in-atlanta-focus-shifts-to>

Chile, Direcon (2015a), “¿Por qué Chile negoció el TPP?” 02 noviembre, 2015

<http://www.direcon.gob.cl/2015/11/por-que-chile-negocio-el-tpp/>

Chile, Direcon (2015b), “DIRECON se reúne con empresarios de distintos sectores para explicar los alcances del TPP” el 16 de octubre.

<http://www.direcon.gob.cl/2015/10/direcon-se-reune-con-empresarios-de-distintos-sectores-para-explicar-los-alcances-del-tpp/>

Chile, Direcon (2015c), “Alta asistencia de organizaciones civiles en primera reunión del Cuarto Adjunto TPP tras el cierre de las negociaciones”、09 octubre, 2015,

<http://www.direcon.gob.cl/2015/10/cuartoadjunto09102015/>

Chile, Direcon (2015d) “10 respuestas acerca del TPP”、2015年10月25日にダウンロード。<http://www.direcon.gob.cl/tpp/10-respuestas-acerca-del-tpp/>

Cortés , María de Jesús (2015) “Exportaciones de México crecerán 150,000 mdd con TPP” El Economista, el 7de octubre.

<http://www.sintesiscaarem.com.mx/index.php/economista/item/5303-exportaciones-de-m%C3%A9xico-crecer%C3%A1n-150000-mdd-con-tpp>

Elliott, Kimberly Ann (2012). “Labour standards and the TPP”, In C. Lim, D. K. Elms, & P. Low (Eds.), The Trans-Pacific Partnership. A Quest for a Twenty-first-Century Trade Agreement . New York: Cambridge.

Fergusson, Ian F., Mark A. McMinimy, and Brock R. Williams (2015), “The Trans-Pacific Partnership (TPP): Negotiations and Issues for Congress”, Congressional Research Service (CRS), 7-5700, March.

Fergusson, Ian F., William H. Cooper, Remy Jurenas, Brock R. Williams (2013), “The trans-pacific partnership negotiations and issues for Congress”, United States Congressional Research Service, Washington, D.C., 17 de junio [en línea] <http://www.fas.org/sgp/crs/row/R42694.pdf>. August.

Fairlie Reinoso, Alan (2015), “TPP: desafíos para el Perú” Bridges, Volume 16 · Number 7, 25 September.

<http://www.ictsd.org/bridges-news/puentes/news/tpp-desaf%C3%ADos-para-el-per%C3%BA>

Furche, Carlos (2013), “Chile and the TPP Negotiations: Analysis of the economic and political impact”、ONG Derechos Digitales、Santiago, Chile, May

Herreros, S. (2012). "Coping with multiple uncertainties: Latin America in the TPP negotiations" In C. Lim, D. K. Elms, & P. Low (Eds.), *The Trans-Pacific Partnership. A Quest for a Twenty-first-Century Trade Agreement*. New York: Cambridge.

Mendoza, Gardenia (2015) "¿Beneficia a México el nuevo acuerdo transpacífico? La Opinión, el 6 de octubre.
<http://www.laopinion.com/2015/10/06/retos-y-oportunidades-para-mexico-en-el-libre-comercio-transpacifico/>

Montoya, Karina (2015), "Acuerdo Transpacífico: ¿para qué le sirve al Perú?" *Semanaeconomica.com*, el 11 de mayo.
<http://semanaeconomica.com/article/economia/comercio-exterior/160074-acuerdo-transpacifico-tpa-para-que-sirve-peru/>

Morales, Roberto (2015a) "ACUERDO VIGILARÁ REGLAS DE ORIGEN EN TEXTILES" , *El Economista*, el 7 de octubre.
<http://eleconomista.com.mx/industrias/2015/10/07/tpa-mexico-iria-mas-proteccion-mediacamentos>

Morales, Roberto(2015b), "TPA potencia la apertura comercial de México" *El Economista*, el 6 de octubre.

Observatorio de precios (2015) "Concluye negociación del TPA",

Narayanan, Batri and Sadin Kumar Sharma (2014), "An analysis of Trans-Pacific Partnership (TPP): Implications for Indian Economy", WTO Working Paper Series 200, 14 (WP/CWS/200/14), Geneva.

Peru, Mincetur (2015) "TPA: Preguntas Frecuentes"
http://www.acuerdoscomerciales.gob.pe/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=192&Itemid=211#Preg25

Petri, Peter A. (2012), "Economics of the TPA and RCEP Negotiations", Brandeis

Petri, Peter A., Michael G. Plummer and Fan Zhai (2012), "The ASEAN Economic Community: A General Equilibrium Analysis." *Asian Economic Journal*, 26:2, pp. 93-118.

Petri, Peter A. y Michael G. Plummer (2013), "ASEAN Centrality, RCEP, and the TPA" Paper Presented to the Ninth Annual Conference of the Asia-Pacific Economic Association, Osaka University, July 27-28, 2013

Reuters (2015) "México y 11 países logran acuerdo sobre el TPA" , 05 de octubre,
<http://www.cnnexpansion.com/economia/2015/10/05/ministros-llegan-a-acuerdo-sobre-el-tpa-funcionario>

Roldán Pérez, Adriana, Castro Lara, A.S. y Eusse G. M.(2013) "Comercio intraindustrial entre las economías de Asia y el Pacífico y la Alianza del Pacífico, 2007-2011", *Serie Comercio Internacional*, No. 119, (LC/L.3672), CEPAL, Santiago de Chile.

Rosales, Osvaldo, Sebastián Herreros, Alicia Frohmann y Tania García-Millán (2013), “Las negociaciones megarregionales: hacia una nueva gobernanza del comercio mundial”, Comercio Intenacional, No.121, (LC/L.3710) , CEPAL, Santiago de Chile, diciembre.

Rowden, Rick (2015), “9 Ways the TPP Is Bad for Developing Countries”, foreignpolicy.com, July 7
<http://foreignpolicy.com/2015/07/07/9-ways-the-tpp-is-bad-for-developing-countries/>

Schott, Jeffrey J. and Julia Muir (2012). “Environmental issues in the TPP”, In C. Lim, D. K. Elms, & P. Low (Eds.), The Trans-Pacific Partnership. A Quest for a Twenty-first-Century Trade Agreement. New York: Cambridge.

UNCTAD (2013) “Full list of Bilateral Investment Agreements concluded, 1 June 2013: Reporter USA”, Geneva.

USTR (2015) “Summary of the Trans-Pacific Partnership Agreement”,
<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2015/october/summary-trans-pacific-partnership>

Young, Alexis (2015) “Exploring the implications of TPP negotiations for Latin America” Asia Pathways A Blog of the Asian Development Bank Institute, April 9.
<http://www.asiapathways-adbi.org/2015/04/exploring-the-implications-of-tpp-negotiations-for-latin-america/>

日本語文献

桑山幹夫 (2014) 「太平洋同盟のメルコスールとの関係強化—その意義と必然性 (その3)」 [ラテンアメリカ・カリブ研究所レポート]、ラテンアメリカ協会、11月。

経済産業省 (2015a) 「環太平洋パートナーシップ協定 (TPP 協定) における工業製品関税 (経済産業省関連分) に関する大筋合意結果」平成 27 年 10 月
<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151020002/20151020002-1.pdf>

経済産業省 (2015b) 「TPP の大筋合意における相手国の工業製品 (経産省関連) に関する合意の詳細」
<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151020002/20151020002-2.pdf>

財務省 「TPP 市場アクセス交渉：酒類、たばこ及び塩に係る交渉結果」
http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/20151020_02.pdf

東京税関(2015) 「サケ・マスの輸入」平成 25 年 12 月 18 日付。

内閣官房 (2015a) 「環太平洋パートナーシップ協定 (TPP 協定) の全章概要」TPP 政府対策本部、平成 27 年 11 月 5 日付。
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151105_tpp_zensyougaiyou.pdf

内閣官房 (2015b) 「環太平洋パートナーシップ協定 (TPP 協定) の概要」TPP 政府対策本部 平成 27 年 10 月 5 日
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_tpp_gaiyou_koushin.pdf

内閣官房（2015c）「T P P 交渉参加国との交換文書一覧（※全て関係国と調整中）」

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_tpp_koukan.pdf

日本経済新聞（2015a）「TPP 成長加速の好機、投資、貿易日本と連携、メキシコ大統領本社と会見」2015年10月10日付。

日本経済新聞（2015b）「メキシコ TPP で成長加速、資源開発、外資参入促す」2015年10月10日付。

日本経済新聞（2015c）「TPP がひらく 関税・規則なくし商機拡大」2015年10月10日付。

日本経済新聞（2015d）「TPP, 歓迎と落胆交錯 大筋合意で各国」2015年10月6日付。

日本経済新聞（2015e）「TPP 協定の概要」2015年10月6日付。

日本経済新聞（2015f）「TPP 車協議 溝残る 日米、カナダ、メキシコと」2015年9月13日付。

日本貿易振興機構（JETRO）（2007）「日本チリ経済連携協定（EPA）付属書1 関税率表（日本）」独立行政法人 サンティアゴ事務所編

農林水産省（2015a）「T P P 交渉 農林水産分野関係追加資料」平成 27 年 10 月 20 日
http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/pdf/tpp3_1_2.pdf

農林水産省（2015b）「T P P 農林水産物市場アクセス交渉の結果」
<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/index.html>

農林水産省（2015c）「T P P 交渉 農林水産分野の大筋合意の概要（追加資料）」平成 2 7 年 10 月

三菱東京UFJ銀行（2015）「TPP 大筋合意：日本からの輸出機会拡大」、AREA Report 405 BTMU Global Business Insight 臨時増刊号 2015年10月6日付。